

平成29年第4回臨時会議事日程（第1号）

平成29年11月24日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度吉富町一般会計補正予算（専決第2号））
- 日程第4 報告第10号 専決処分の報告について（平成28年度～29年度 吉富町営別府団地建設工事（1期工事）電気設備工事契約変更）
- 日程第5 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第55号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第56号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第57号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第58号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第59号 平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	11月24日	金	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

平成29年第4回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 平成29年11月24日
招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
開 会 11月24日 10時00分

応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
3 番 太田 文則 9 番 丸谷 一秋
4 番 梅津 義信 10番 若山 征洋
5 番 横川 清一

不 応 招 議 員 8 番 岸本加代子
出 席 議 員 応招議員に同じ
欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 町 長 今富壽一郎 健康福祉課長 上西 裕
総 務 課 長 守口 英伸 上下水道課長 和才 薫
企画財政課長 奥田 健一

本会議に職務のため出席した者の職氏名 局 長 奥邨 厚志
書 記 太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから平成29年第4回吉富町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に花畑議員、是石議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（若山 征洋君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日11月24日の1日間としたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日11月24日の1日間に決定いたしました。

これから議事に入ります。

日程第3. 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度吉富町一般会計補正予算（専決第2号））

日程第4. 報告第10号 専決処分の報告について（平成28年度～平成29年度吉富町営別府団地建設工事（1期工事）電気設備工事契約変更）

日程第5. 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6. 議案第55号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7. 議案第56号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について

日程第8. 議案第57号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第9. 議案第58号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

について

日程第10. 議案第59号 平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第53号から日程第10、議案第59号の8議案を一括議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第53号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度吉富町一般会計補正予算（専決第2号））、報告第10号専決処分の報告について（平成28年度～29年度吉富町営別府団地建設工事（1期工事）電気設備工事契約変更）、議案第54号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について、議案第57号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第58号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第59号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について、以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第4回臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに極めて御多用の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

このたびの臨時議会には、専決処分の承認案件1件、専決処分の報告案件1件、条例案件2件、予算案件4件の計8案件について御審議願いたく、御提案するものであります。

提案理由について御説明申し上げます。

議案第53号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

平成29年9月28日に衆議院が解散し、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることに伴い、同日付で当該予算を専決処分したので、法の定めるところにより議会に報告し、承認を求めるものであります。

報告第10号は、専決処分の報告についてであります。

平成28年度～平成29年度吉富町営別府団地建設工事（1期工事）電気設備工事契約変更について、平成29年10月25日付で町議会の委任による専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告するものであります。

議案第54号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成29年8月8日の人事院勧告に基づき、これを実施するため、一般職の職員の給与改定を

行うものであります。

議案第55号は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。一般職の職員に準じて、給与改定を行うものであります。

議案第56号は、平成29年度吉富町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ635万3,000円を追加し、予算総額を41億5,491万9,000円とするものであります。

歳入では、18款1項繰越金で、前年度繰越金355万3,000円の増額、20款1項町債で、緊急防災・減災事業債280万円の増額。

歳出では、給与条例の改定に伴う人件費で、特別会計への繰出金を含めて総額355万3,000円の増額、9款1項消防費で、マンホールトイレ施設整備工事費280万円の増額であります。

議案第57号は、平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ9万3,000円を追加し、予算総額を10億5,291万円とするものであります。給与改定に伴う増額補正であります。

議案第58号は、平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ14万7,000円を追加し、予算総額を6億7,131万9,000円とするものであります。給与改定に伴う増額補正であります。

議案第59号は、平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的支出25万3,000円を追加し、収益的支出総額を1億2,854万2,000円とするものであります。給与改定に伴う増額補正であります。

以上、提出議案については、いずれも行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御承認、御議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第53号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度吉富町一般会計補正予算（専決第2号））を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。担当課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。議案書1ページをお願いいたします。

専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度吉富町一般会計補正予算を別紙のとおり、平成29年9月28日付で専決処分したので、

同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

平成29年9月28日に衆議院が解散し、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることに伴い、同日付で当該予算を専決処分させていただきました。予算額は530万円で、まだ国の執行経費が確定しておりませんが、その執行経費の範囲内で支出したいと思っております。

なお、この予算の専決処分につきましては、9月22日開催の議会全員協議会で事前をお願いをし、御承認いただいたところでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。なお、質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。また、質疑の回数は同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないことになっていますので、よろしくお願いいたします。

質問者、答弁者の発言は挙手をし、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

これから歳入歳出一括で質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回は衆議院選挙ということで、確定されているものではなく、参議院みたいにもう決まっているものじゃないんで、急に決まるものですから、こういう形になるのは仕方ないと思いますが、こういう形の衆議院とかの場合、急に入った場合の、今、交付金のまだ確定がされていないちゅうて言いよったんやけど、大体、こういう場合はいつぐらいに確定するの、やっぱり年度末、それとも終わってから何カ月とかそういう形になるのか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） いつごろ確定するかというのは、ちょっと私、今、答えることができないんですが、当然、年度内には必ず確定をいたします。今、3月の補正予算でそういったものを確定した額を補正したいというふうには考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっとわかりづらいのかなと思うんで、3月まで、年度末にはわかるのはそれは当たり前だと思うんで、ちょっとその辺はまたわかり次第教えてください。そうせんと、これが選挙が2月にあった場合どうなるんやろうとかいうのもあるんで、必ず年度末にあるのかどうなのか。ただ、3月1日に選挙の場合は年度末に入らんとか何かあるかもしれ

ないんで、ちょっとその辺が知りたかったんです、これが1点。また次回でいいです。

もう一つは、今回も急にあった解散選挙なので、職員の対応、これに出る職員たちがどのような配分やったのかなと思って、というのが、職員によっては、やはり先日の、僕、一般質問でやったように、時間外が多い方と少ない方というのがあると思う。これ、大体年度内で皆さんの課のほうは組んでいると思うんですけど、こういう臨時にあった場合、かなりちょっとふえたりする人も出てくるのかなと思うんです。どうなんかなと思って、課によっては。本来の業務で行くと、大体、年度末に向けてこれぐらいの予定を組んでいるのに、このことによってまた時間外がふえる人が出るのとか、あと、例えば、今は電車通勤とかされている職員も何人かおるよね、そういう方を今回優先的に外したのかどうかとか、ちょっとその辺わかるんなら。急な話やったからね、これが。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

期日前投票につきましては、臨時職員を1名雇用いたしました。各課長が担当で用紙の交付を行いました。交代です。一般の職員については、日中はお願いをしておりません。総務課の職員が対応いたしました。期日前投票は、夕方、夜8時までありますので、5時15分以降、一般の他の課の職員に応援をお願いをいたしました。そういった形で対応いたしました。当日は日曜日ですので、職員をお願いをいたしております。

遠くの職員もやはり当日は、やっぱり覚えていただくためには、遠いからといってその職員を外すということはありません。交代で従事をしてもらっています。ただ、期日前投票はたしか8時ですので、1回したのかな、ちょっと済みません、記憶にないんですが、仮にあったとしても8時まで、1回ぐらいはしているかもしれません。若い職員を対象に、覚えさせるためにしていますので。

時間外勤務手当については、この執行経費で全て支出しておりますので、一般の時間外勤務手当がふえるということはありません。ただ、総務課の職員は、やはりかなり、これが入ったために業務が窮屈になったというのは事実でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

○議員（2番 山本 定生君） どっちでもいいですか。

○議長（若山 征洋君） そう。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、賛成討論で。

今、総務課長のほうから説明を受けました。若い職員を中心に、やはり覚えてもらう、選挙というのはいつもいつもあるわけではないので、そういう機会にして、こういうふう若い職員を使って覚えていただくということには、私は大賛成であります。ただ、しかしながら、一部の部署、例えば、総務がもうどうしても選挙管理委員会ですから、大変だとは思いますが、その辺も十分他の部署とも調整して、今後は、特定部署の職員に負担がならないようにしてほしいと願って賛成討論といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度吉富町一般会計補正予算（専決第2号））は、承認することに決しました。

日程第4、報告第10号専決処分の報告について（平成28年度～29年度吉富町営別府団地建設工事（1期工事）電気設備工事契約変更）を議題といたします。

担当課長に報告を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 報告第10号専決処分の報告についての内容を御説明いたします。

平成28年12月2日に工事請負契約の御承認をいただき、現在、工事を進めております吉富町営別府団地建設工事における電気設備工事に係る工事内容の一部変更及び内容変更に伴う工事請負金額の変更が生じたことにより、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を平成29年10月25日に行いました。同条第2項の規定により報告するものでございます。

変更内容といたしましては、資料ナンバー1のとおりでございます。

なお、専決処分書については、次ページの4ページに記載されているとおりでございます。

変更内容といたしましては、公営住宅整備基準を反映する設計図書に基づき施工していましたが、各住戸の設備基準として電話配線の設置が計画されていなかったため、35戸全ての電話配線工事を追加したものでございます。

当初請負契約額7,182万円から78万4,080円を増額し、7,260万4,080円に変更するものでございます。

以上を報告といたします。

○議長（若山 征洋君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第5、議案第54号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

本年度の人事院勧告に基づく給与改定は大きく2点です。月例給の引き上げとボーナスの引き上げとなっております。

月例給につきましては、本年4月時点で、民間給与が国家公務員の月例給を631円、率にして0.15%上回る結果となりました。そのため、4月にさかのぼって給料表を初任給で1,000円、若年層についても同程度、中間層では段階的に引き上げ額が下がり、高齢層では400円の引き上げ、率にして平均0.2%引き上げる勧告が行われております。

ボーナスにつきましても、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間支給割合が国家公務員を0.12月上回ったことから、0.1月分の引き上げ勧告が行われております。

なお、引き上げ分については、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分するということになっております。

本町の給与条例につきましても、人事院勧告に沿った内容で改正いたしたく、御審議をお願いするものでございます。

それでは、議案書6ページをごらんください。あわせて資料ナンバー2、新旧対照表もごらんいただければというふうに思います。新旧対照表は右側が現行、左側が改正案、下線を引いた部分が改正箇所となっております。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第1条、見出し「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」、第1条、一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に、これは再任用以外の職員、いわゆる一般の職員の勤勉手当の割合を100分の10、0.1月分引き上げるものでございます。

次、「100分の105」を「100分の115」に改め、これは一般職の職員のうち課長または主幹の職にある者の割合を、同じく100分の10、0.1月分引き上げるものでございます。

同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に、これは再任用職員の勤勉手当の割合を引き上げるもので、再任用職員は一般の職員の半分、100分の5、0.05月分引き上げるものでございます。

次、「100分の50」を「100分の55」に改める。同じく再任用職員で課長または主幹の職にある者の割合を、100分の5引き上げるものでございます。

新旧対照表は2ページになります。

附則第16項中「100分の1.575」を「100分の1.725」に、この附則第16項の規定は、高齢職員の給与を抑制するための規定で、年齢55歳以上で、かつ給料表の職務の級が6級の課長の勤勉手当の支給上限額を定めるものでございます。本則21条第2項第1号で算出された勤勉手当の支給上限額から、ここに記載されている割合を乗じて得た額を減じた額を支給上限額とするものでございます。勤勉手当の支給割合が引き上げられたため、減額する割合も引き上げるものでございます。減額する割合である、改正前の100分の575は、改正前の特定幹部職員の勤勉手当支給割合、100分の105の1.5%となっています。改正案の100分の101.725は、同じく改正案の支給割合100分の115の1.5%、同様に1.5%の割合となっております。

「100分の105」を「100分の115」に改める。この規定は附則第13項の規定により、給与抑制対象職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、その職員の属する職務の級における最低号給すなわち6級第1号級の給料月額に達しない場合は抑制する措置は講じず、そのまま特定幹部職員の支給割合を支給上限額とするという規定でございます。給与抑制対象外の特任幹部職員と同じ支給割合である改正前の「100分の105」を「100分の115」に改めるものでございます。

別表1を次のように改める。

1級、2級で1,000円、中間層では段階的に引き上げ額が下がり、高齢層では400円の引き上げとなっております。

議案書10ページをお願いします。新旧対照表は8ページでございます。

第2条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

この第2条の改正は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

第20条第1項中「及び附則第13項第3号」を削り」とあります。附則第13項から附則第16項までの規定は、平成30年3月31日までの経過措置を定めるものでございます。この

第2条の改正が施行される平成30年4月1日には経過措置が終了しますので、この改正文の最後の行にありますように、附則第13項から第16項までを削ります。あわせて、引用している字句も削るといふものでございます。

「及び第20条の3」を「及び第20条の3第1項」に改め、指定する箇所を第20条の3第1項に限定をするものでございます。同条第2項中「においては」を「には」に、これは字句の改正でございます。「第21条及び附則第16項」を「第21条第2項」に改め、同条第4項中「。附則第13項第3号において同じ。」を削る。これは先ほど申した附則第13項から16項までが削除されているため、引用している字句を削るものでございます。

第21条第1項中「及び附則第13項第4号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第13項第4号」を削り、これも同様でございます。「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改め、これは勧告に基づく勤勉手当100分の10、0.1月分の引き上げは、本年度は12月に支給しますが、平成30年度からは6月と12月にそれぞれ100分の5、0.05月分ずつ支給すると改正するものでございます。同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に改める。これは再任用職員についても同様に、平成30年度からは6月と12月にそれぞれ100分の2.5、0.025月分ずつ支給するものでございます。

附則第13項から第16項までを削る。経過措置が平成30年3月31日で終了しますので、削除するものでございます。

附則、（施行期日等）第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。給料表の改定は4月1日にさかのぼって適用するというものでございます。

（給与の内払）第2条、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第18号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。ここにある平成26年改正条例附則第5条の規定による給料とは、減給保障の給料でございます。平成26年の給与改定で給料表が引き下げられましたが、激変緩和の経過措置として、平成30年3月31日までの間は、改正前の給料月額と改正後の給料月額の差額に相当する額を支給するとされている給料を指しております。

(規則への委任) 第3条、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正) 第4条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第11項を削る。

新旧対照表は16ページをごらんください。

この勤務時間、休暇等に関する条例、附則第11項の規定は、改正前の給与条例附則第13項に該当する職員に対する規定でございます。給与条例附則第13項が削除されたため、これも削除するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長(若山 征洋君) これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。横川議員。

○議員(5番 横川 清一君) 今回のこの条例改正は、人事院勧告分の上乗せの分だと聞いておりますけれども、今後、職員のこの条例について全面的に改正するような考えはございませんか。というのも、うちの職員のラスパイレス指数が大変低うございます。それで、少しでも近づけるように、100とは言いませんが、それに近づけるような全面的な改正を考えているのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○議長(若山 征洋君) 総務課長。

○総務課長(守口 英伸君) 給与条例につきましては、国あるいは人事院勧告に基づいて規定しておりますので、それを逸脱するということは考えておりません。国または人事院勧告どおりに改定をしていこうというふうに思っております。

以上です。

○議長(若山 征洋君) 梅津議員。

○議員(4番 梅津 義信君) 梅津です。今回、人事院勧告、毎年この時期に議会で議決を求められるんですけど、4月の時点で、いわゆる定期昇給というのがありますよね、定期昇給。だから号俸による、例えば22歳の方が次の4号上がるとかそういうのがあると思うんですけど、うちの町の職員の場合は、定期昇給のほうはどういうふうになっているんでしょうか。

○議長(若山 征洋君) 総務課長。

○総務課長(守口 英伸君) お答えいたします。

定期昇給は1月1日に定期昇給をしております。先ほど議員がおっしゃったように、給料表の4つずつ上がっていくようになっております。高齢職員、55歳以上の職員は2つずつというふ

うに昇給をしていきます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この給与条例は3・11のときに1回カットされて、その後3年後ぐらいかね、大体もとに戻ったとかいう話をちょっと前回聞いていたんですが、その後26年にまた一遍下げられて、どうなんですか、今回の件でどれぐらいまでの水準に戻ったんでしょうか。下げる前の本来のぐらいいに戻ったのか、まだそこまで行っていないのか、それとも、今、ちゃんとペースどおり、ある程度まで来たのか、ちょっとその辺がわかるんなら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

先ほど、26年の給与条例の改正で減給保障、差額分を支給するというのを答弁いたしました。来年30年の3月31日で、その減給保障がなくなります。4月からの給料がどうかという下がります。下がる職員もいると思います。上がる職員もいるかもしれません。若い人は上がっていつているんですが、高齢職員については減給保障がなくなるために、下がるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） そもそも公務員は、労働組合法で認められている労働争議権を禁じられております。そういった中で、ベースアップ等の要求等は人事院勧告に基づくものとして裁定されるところであります。このことを実施しないことは、著しく労働者の——公務員といえども労働者でありますので——勤労意欲をそぐものと思われまます。よって、この件を議決することに賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。ちょっとさっき言葉がおかしかったけど。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第55号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明をいたします。

議案書13ページ、新旧対照表17ページをお願いいたします。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和36年条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。別表（第8条関係）労務職給料表です。

一般職と同様に1、2級で1,000円、中間層では段階的に引き上げ額が下がり、高齢層では400円の値上げとなっております。

附則、（施行期日等）第1条、この条例は公布の日から施行し、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。給料表の改定は4月1日にさかのぼって適用するとするものでございます。

（給与の内払）第2条、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

以上で、説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今さらながら確認させてほしいんですが、うちでいう臨

時職員、吉富町でいう、今回のこの対象になるのはどこまでが入るんですか。こどもの森とか、給食調理師とか。臨時やけ違うんかな、これ違うんかな。あれは職員になるんか。臨時はどれぐらいが入るんですか、どの部分が入るんですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今回の条例に基づく改正については、正規の職員が対象になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議案第54号と同様の意見をもって賛成といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第56号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ、歳出3ページ、4ページ。次に、5ページ、地方債の補正。次に、6ページ、事項別明細書、総括、歳入、7ページ、同じく総括、歳出。次に、歳入8ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、町債でマンホールトイレの緊急防災・減災事業債が入ってやるという話を聞いていますが、これの交付金の算入は何%になるのか、ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回、財源としております緊急防災・減災事業債でございますが、これにつきましては、元利償還金の70%が交付税措置されるものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。

歳出9ページから10ページ、11ページ、12ページ、13ページ、14ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、マンホールトイレを防災のために設置するという事で、前回の出していた予算より足りなくなると。土地をかさ上げする必要があるとかいう話を聞きましたが、それによって、例えば、前回質問のときに、このマンホールトイレは違う場所に移動できるのかという話をお聞きしたときに、軽トラか何かで運んで持っていくという話を聞いていたんですが、今回の形の場合、どうなるんでしょうか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） マンホールトイレは設置すれば、そこに上屋を建ててトイレとして活用するということになります。ですから、マンホールがないところには設置できませんので、もちろん運ぶことができますが、運んでもそこでは使用できない、マンホールがないんですね。マンホールのあるところでマンホールトイレを活用したいというふうに思っています。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと済みません、聞き方が悪かったね。ということは、マンホールがある場所に持っていけるちゅうことなんで、ここ以外に設置ができる場所ちゃ、どこがあるんですか、ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

マンホールトイレをつくるに当たっては、水が必要になりますので、今回、そういった意味で

プールの横にしました。プールから手動給水器を置くようになっています。そういう意味で、そういう水利がないところには設置ができないので、吉富町でそういったところがあれば設置も検討したいと思いますが、今のところは町営プールの横だけということを考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） いや、もう1個つくってくれっちゅう話じゃなくて、今回用意するトイレが、どっかもうほかには移動できる前提じゃないで、もうここしかやっぱだめなんかなっちゅうことで、前回聞いたときには、ほかの場所でも、持っていける場所があったら持っていけるちゅうて言いよったけね、軽トラか何かで運ぶとか何かそんな話を前回、聞いたとき言いよったけね、どっかできるんかなあと思って、やけ、例えばここ以外にも、避難場所が急に、小学校はトイレいっぱいあるけ要らんのかなもしれんけど、小学校とか、例えば鳳寿園さんに逃げ込んだときとか、何かそうとこにこれが持っていけるものなのかどうか確認したかった。できないならできないで、もうそれでいいんですけど。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 平時は、そこは本当にマンホールのふたがあるだけで、上屋は倉庫になおしております。それを多分、軽トラか何かで運ぶというふうなことを言ったのかもしれないです。違うところに持っていくということではできませんので（「そうやろ」と呼ぶ者あり）それは言った。はい。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） マンホールトイレですけど、議員のほうからもいろんな趣旨の質問が全員協等でもあったんですけども、私ども政務活動の一環として京都府長岡京市に行って、強くこのことを要望してきた立場から申しますと、まず、今つくろうとしているところにつくって、26日に防災がありますけども、あんな折に町民の方々にぜひ体験的に利用させていただいて、これを各地にも広げて、もう何箇所かあったほうがいいんじゃないかという声が上がれば、またつくっていただきたいというふうに私は考えるんですけど、私の今のこの質問についてお答えできればよろしく願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 水利があつて、今、避難所にあれば設置するものでございますので、避難所のうち、そういった水利と場所があれば検討はしたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今回は、1台なんでしょうね、何台でしょうか。それと、今、言った避難訓練のときに、そこで使えないかもしれませんが、こういうのを置けますよというようなことも考えておりますか、その2つ、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

今回、5基、設置したいというふうに思っております。全協でもお話しましたが、イメージ図をつくって、ここにはこういう形で設置したら、こういう形でトイレができますよと、イメージ図をフェンスか何かに張りたいなというふうに考えています。それ以外にも、例えば、春まつりのときに組み立てて、こういったものが災害時にはできますよということも、今、検討しています。

ただ、使ったら、きれいに洗わないといけないというのがあるんで、その辺、今、どうしようかなというところを検討しているところです。設置するだけだったらできると思うんですが、使ってもらった後どうするかというのが、今、考えているところです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） お願いがございます。はっきり、質問、御意見のある方は発声をしてから挙手をしてください。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 先ほど同僚議員も言いましたように、この近隣に、このマンホールトイレがありません。近くにあるとすれば北九州市まで行かないとないということで、ぜひ、これを一つの吉富町のPR、ぜひ各自治区のほうから自治体のほうから視察に来るような、そういった発信をしていただいて、吉富町にはこういうものがあるんだというPRをぜひしていただきたいというように、今後発信してもらえるか。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

マンホールトイレが完成したら、マスコミにもこういったものができたということはPRしていきたいというふうに思いますし、ホームページあるいは広報よしみでも掲載したいというふうに思っています。

先ほどの全協のほうでも説明いたしましたが、今回、PRの経費を上げております。今さっき言ったようなイメージ図とか、あるいは、ここはマンホールトイレができますよとかいうような、地面に書くとか、舗装の色を変えるとか、そういったPRをしたいというふうに思っておりますので、議員がおっしゃるように、ぜひ皆さんにPRしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 14ページ、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、15ページ、地方債の現在高に関する調書。

次に、給与費明細書、16ページ、17ページ、18ページまで。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） さっき条例のときに臨時ちゅう形で言ってしまったんで、ちょっと間違えてごめん。ここでいう単労職、うちでいう該当する人は何名ぐらい、どれぐらいやったかな、ちょっと1回確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今、単純な労務の対象者は給食調理員です。給食調理員が4名です。4名の方が単労職の給料表が適用になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。手、挙げてはっきり言って。立ってください。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） この補正予算（第4号）に賛成討論いたします。

このマンホールトイレの設置工事費の増額に伴う補正予算については、そもそも当初予算で、私はこの件につくること自体に賛成をしました。政務活動として、先ほど質疑の中で言いましたように、政務活動として同僚議員と京都府長岡京市に行った折に、見学した折に非常にこのことを持ち帰り、町のほうに同僚議員とアピールしてきたわけです。また、その折には、実際に、そういう使用しないで座って、そのよさを感じたということもあわせて申し添えたいと思います。

今回、補正として上げられた中に、PRについての経費が上げられています。私が議員になりたてのときに、河川敷にドクターヘリのポートができて、あのときも一部議員の方からは、「こ

んな無用の長物、何でつくるんか」というふうな声が寄せられましたけど、私は、自信を持ってあのときも賛成いたしました。しかるに、何回かしか使っていないけども、あれがあることによって、我が町はドクターヘリ、いわゆる高度医療についての先進町というふうにおっしゃってくださる方がおります。

今回、この防災・減災費用を使ったマンホールトイレを設置し、また、そこにPRをすることによって、先ほど同僚議員も言いましたように、この吉富町が先進地域だということをPRする一環にもなるというふうに思います。よって、今度の増額補正、トイレ箇所をPRすることについて大いに賛成し、また、工事費内容の変更に基づいて安全面を考慮したということで補正を組んだわけですが、大いに賛成し、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 賛成討論いたします。

私、先ほどの質問の中に、使用というのですか、もう全然これを使わないのが一番いい防災ですから、災害があったとき、災害がないというのがいいんでしょうけれども、かなりのお金をかけておりますので、先ほど、意見の中にもあったと思うんですが、お祭りのとき、あそこに設置して、使用してはいけない、後で汚れたらちゅうのがあるんですが、それはそれとして、使えるようにして、きれいにしておいておくとか、そういう必ず使うことがあるんですから、ぜひともそういうときにアピールするためにも、ぜひ無用の長物にならないように、そういう意味じゃなくて、必ず安心安全のために吉富町はこういうことをやっていますよということにもなるし、ぜひともイベントのときに使えるように設置していただきたいと要望して賛成といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8、議案第57号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につい

てを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ、歳出3ページ。次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入、5ページ、同じく総括、歳出。次に、歳入の6ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。

歳出、7ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書、8ページ、9ページ、10ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第9、議案第58号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ、歳出3ページ。次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入、5ページ、同じく総括、歳出。次に、歳入6ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。

歳出、7ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書、8ページ、9ページ、10ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第10、議案第59号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算1ページ。補正予算実施計画2ページ。予定貸借対照表3ページ、4ページ。補正予算書5ページ。給与費明細書6ページ、7ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期臨時会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、平成29年度第4回吉富町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時06分閉会